



障害福祉だより⑯

～住み慣れた地域で
だれもが安心して暮らせるように～

ご存知ですか？障害者扶養共済制度（愛称：しょうかい共済）

心身に障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある人に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。障害のある人の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としています。（県が実施）

対象者 障害のある人を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族）であって、次のすべての要件を満たしている人

1. 住所が山口県内にある
2. 65歳未満（加入時の年度の4月1日現在）
3. 次のいずれかに該当する者を扶養している
 - ①身体障害者手帳の1級から3級 ②知的障害者（児）
 - ③精神又は身体に永続的な障害があり、①又は②と同程度と認められる人
4. 特別の障害や病気がなく、生命保険契約の対象となる健康状態である
※障害者1人に対して加入できる保護者は1人です。

掛金月額

- ・1口当たり、9,300円～23,300円
(加入時の保護者の年齢で異なります。)
- ・最大2口まで加入できます。
- ・加入者が65歳（4月1日現在）以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ20年以上継続して加入している場合は、その後の掛金が免除されます。
- ・掛金の納付が困難な人には、1口目のみ、掛金减免制度があります。

年金支給月額 加入者が死亡又は重度障害の状態になったとき、月に1口当たり20,000円が、障害者本人に生涯にわたって支給されます。

※加入者生存中に障害者が死亡した場合は、加入期間に応じ弔慰金（5万円～25万円）が支給されます。

申請窓口

美祢市地域福祉課
※制度の問い合わせ先：山口県障害者支援課（在宅福祉推進班）
〔☎083(933)2764〕

問い合わせ先 地域福祉課〔☎0837(52)5227〕〔✉0837(52)1490〕



地域包括支援センターだより Vol. 10

～いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らすために～

【閉じこもりを予防しましょう】

閉じこもりになると、特にけがや病気がないにもかかわらず生活機能が低下し、関節疾患や骨折が要因となり、寝たきりや介護が必要になることがあります。
外出する喜びや楽しみを見つけて、ハリのある生活を送りましょう。

★自身の閉じこもり度をチェックしましょう★

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1日3食バランスのよい食事をしている | <input type="checkbox"/> 掃除、洗濯、食事の支度をしている |
| <input type="checkbox"/> 運動や体操、散歩をしている | <input type="checkbox"/> 年金や預貯金の管理をしている |
| <input type="checkbox"/> 体や歯の定期検診を受けている | <input type="checkbox"/> 庭の手入れや食料品の買物をしている |
| <input type="checkbox"/> かかりつけ医がいる | <input type="checkbox"/> 趣味や楽しみにしていることがある |
| <input type="checkbox"/> 相談しあう友人、知人がいる | <input type="checkbox"/> おしゃれに気を配っている |
| <input type="checkbox"/> 地域の活動に参加している | <input type="checkbox"/> 習い事をしている |
| <input type="checkbox"/> ボランティア活動をしている | <input type="checkbox"/> 同世代以外と話す機会がある |
| <input type="checkbox"/> 世の中の出来事に关心がある | |

いかがでしたか？

チェックのない項目を見直して閉じこもりを予防していきましょう。



問い合わせ先 美祢市地域包括支援センター（美祢地域）〔☎0837(54)0138〕

美祢東地域包括支援センター（美東・秋芳地域）〔☎0837(62)0155〕〔☎08396(2)1234〕



来てみて認知症カフェ 2月カレンダー ☕

カフェゆいしん 13日㈫ 13時～15時
27日㈯ 10時～12時
場所：Graceful唯心

ありがとうカフェ 3日㈰ 13時30分～15時
場所：デイサービスセンターありがとう

なごみカフェ 9日㈯ 9時～15時30分
場所：田代台病院デイ・ケアなごみ

ほっとカフェ 12日㈫ 10時～14時30分
場所：美祢市ボランティアコーナー

おしゃべりカフェ 20日㈬ 13時～15時
場所：古民家みとう

えむカフェ 16日㈯ 14時～16時
場所：グリーンヒル美祢

ふれあいカフェエンテ 22日㈮ 11時30分～14時
場所：エンテ ※要予約〔☎0837(57)0124〕

所得税及び復興特別所得税の確定申告が始まります

期間：2月14日㈭～3月15日㈮

確定申告・市県民税の申告が必要な人

- ①農業所得・営業所得・不動産所得等がある人
- ②給与所得がある人のうち
 - ・給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ・年末調整済給与所得以外の所得がある人
- ③公的年金以外の収入がある人
- ④収入が給与又は公的年金のみであるが、各種所得控除を申告したい人
- ⑤生命（損害）保険契約に基づく年金、一時金や満期返戻金があった人

※上記以外でも申告が必要な場合があります。

～申告書の作成・提出は、e-Tax又は郵送で！～

※国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、確定申告書等が作成できます。

申告をすれば納めた所得税等が戻る場合がある人

- ①年の途中に退職等で年末調整をしていない人
- ②医療費の控除を受ける人
 - ・10万円又は所得の5%を超える医療費を支払った人
 - ・健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組みを行った人で、スイッチOTC医薬品の購入費が12,000円を超える人
- ③寄附金控除の該当団体等に寄附をした人

市の申告会場で受けできないもの

- ①1月1日に市内にお住まいでない人の申告
- ②青色申告
- ③住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）1年目の申告
- ④過去の申告（平成29年中以前）
- ⑤相続税、贈与税、消費税など所得税以外の国税の申告
- ⑥その他税務署の判断を要するもの

申告に必要なもの

- ①印鑑
- ②「収入・所得」の確認書類
 - ア 事業所得・不動産所得
 - 収入及び経費の確認できる書類
(収支内訳書・記帳帳簿・領収書等)
農業はJAの(営農)生活貯金取引通知書(年間集計表)
 - イ 給与収入
 - 給与の源泉徴収票
 - ウ 年金収入
 - 公的年金等の源泉徴収票
 - エ 雑所得、一時所得、配当所得、譲渡所得
その所得の内訳が確認できる書類
- ③「控除」の確認書類
 - ア 社会保険料
 - 健康保険料・国民年金保険料などの控除証明書
 - イ 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料
掛金の控除証明書
 - ウ 医療費控除
 - 医療費控除の明細書・セルフメディケーション税制の明細書又は医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が確認できる書類
 - エ 障害者控除
 - 障害者手帳
 - オ 寄附金控除
 - 寄附先からの領収書など
 - カ 住宅借入金等特別控除（2年目以降）
 - 借入金の年末残高等証明書、給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

- ④所得税の還付申告の場合は、ご本人名義の金融機関名・支店名・口座番号のわかるもの
- ⑤確定申告のお知らせ（ハガキ）
 - ※税務署から送付のある人のみ
- ⑥マイナンバーの確認書類と本人確認書類

■本人が申告される場合

マイナンバーカード 又は

マイナンバーの確認書類 1種類

通知カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書など（マイナンバーの記載があるもの）



本人確認書類

顔写真付証明書1種類（運転免許証、パスポートなど）
顔写真なし証明書2種類
(健康保険証、介護保険被保険者証など)

■代理人が申告される場合

委任者のマイナンバーカード 又は

マイナンバーの確認書類 + 委任状又は本人確認書類 + 申告に来られる人の本人確認書類

■扶養控除を申告される場合

扶養する人のマイナンバーカード又はマイナンバーの確認書類も併せて持参してください。

問い合わせ先 税務課[☎0837(52)5234]

厚狭税務署[☎0836(72)0180]